

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【公表番号】特表2006-509859(P2006-509859A)

【公表日】平成18年3月23日(2006.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2006-012

【出願番号】特願2004-559074(P2004-559074)

【国際特許分類】

C 0 9 D	11/00	(2006.01)
B 0 1 J	31/06	(2006.01)
H 0 1 M	4/86	(2006.01)
H 0 1 M	4/92	(2006.01)
H 0 1 M	8/10	(2006.01)

【F I】

C 0 9 D	11/00	
B 0 1 J	31/06	M
H 0 1 M	4/86	B
H 0 1 M	4/92	
H 0 1 M	8/10	

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月10日(2006.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 水25～95重量%と、
 b) 少なくとも1つの固体触媒1～50重量%と、
 c) 酸(H⁺)の形の少なくとも1つのポリマー電解質1～50重量%と、
 d) 少なくとも1つの極性非プロトン性有機溶媒1～50重量%と、を含む触媒インク。

【請求項2】

前記極性非プロトン性有機溶媒が、少なくとも80の標準沸点を有する、請求項1に記載の触媒インク。

【請求項3】

前記極性非プロトン性有機溶媒が、ジメチルスルホキシド(DMSO)、N,N-ジメチルアセトアミド(DMA)、エチレンカーボネット、プロピレンカーボネット、ジメチルカーボネット、ジエチルカーボネット、N,N-ジメチルホルムアミド(DMF)、N-メチルピロリジノン(NMP)、ジメチルイミダゾリジノン、アセトニトリル、ブチロラクトン、ヘキサメチルリン酸トリアミド、イソブチルメチルケトン、およびスルホランからなる群から選択される、請求項1に記載の触媒インク。

【請求項4】

前記ポリマー電解質が高フッ素化されており、ポリマー主鎖中にアリーレン単位を含有しない、請求項1～3のいずれか1項に記載の触媒インク。